

岩手県告示第 403 号

鳥獣保護員設置規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

鳥獣保護員設置規程の一部を改正する告示

鳥獣保護員設置規程（昭和 40 年岩手県告示第 661 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職務)</p> <p>第 4 条 保護員は、その担当地区を所管する地方振興局長（以下「局長」という。）の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行うものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(職務)</p> <p>第 4 条 保護員は、その担当地区を所管する<u>広域振興局又は地方</u>振興局長（以下「局長」という。）の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行うものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。